

労働基準監督署等で把握した 働き方改革を阻害する取引環境等の改善事例

厚生労働省
平成31年2月1日

労働基準監督署が監督指導を行った結果、事業者による取引環境の改善の取組が図られた事例は、以下のとおり。

事例①

- 所在地：神奈川
- 従業員：5名
- 業種：運送業

【概要】

- ・ 梱包資材の配送を請け負う運送事業者
- ・ 労働時間の記録によると、36協定の協定時間を超え、1日の拘束時間の上限（16時間）を複数回超えるトラック運転者が3名

【指導内容】

- ・ 労働基準法第32条違反（労働時間）
- ・ 改善基準告示違反（拘束時間）

【改善の取組】

- ・ 荷主会社と協議を行い、
 - ① 配送ルートの見直しにより1日当たりの便数を1便減少させ、配送業務の合理化
 - ② 荷主の指定先での荷積み作業について、荷主の協力を得て、荷主の労働者と複数名で作業することにより荷積み時間を短縮⇒ 自動車運転者の残業時間が短縮

事例②

- 所在地：富山
- 従業員：80名
- 業種：運送・倉庫業

【概要】

- ・ 工業部品の配送を請け負う運送事業者
- ・ 運転日報などの記録によると、36協定の協定時間を超え、1か月の拘束時間の上限（320時間）を超えるトラック運転者が2名

【指導内容】

- ・ 労働基準法第32条違反（労働時間）
- ・ 改善基準告示違反（拘束時間）

【改善の取組】

- ・ 荷主会社と協議を行い、
 - ① 運賃の値上げと発注から出荷まで2日以上空けることを要請し、改善
 - ② 出荷の際にパレット出荷を原則とし、バラ積み出荷による荷積み時間のロスを抑制
 - ③ 荷主の指定する荷下ろし箇所を3箇所から1箇所に集約⇒ 自動車運転者の残業時間が短縮

事例③

- 所在地：福井
- 従業員：15名
- 業種：製造業

【概要】

- ・ 眼鏡フレームの製造を請け負う事業者
- ・ 労働時間の記録によると、製造ラインにおいて、36協定の特別延長時間の適用回数が6回を超え、残業時間が80時間を超える労働者が1名

【指導内容】

- ・ 労働基準法第32条違反（労働時間）

【改善の取組】

- ・ 親会社に対して、36協定の範囲内の残業では受注への対応が難しい事情を説明したところ、繁忙期の生産について、受注額を落とさず、親会社が発注前に加工の一部を自ら行った上で発注し、作業工程が減少
⇒ 製造現場の労働者の残業時間が短縮

働き方改革推進支援センターで支援を行った結果、生産性向上の取組が図られた事例は、次のとおり。

事例④

- 所在地：岐阜
- 従業員：30名
- 業種：製造業

【概要】

- ・ 製造部門の社員が毎月2～3週は土日出勤を強いられる状況。
これは顧客との関係で、設計に時間を要し、納期に間に合わせるため、製造部門にしわ寄せが及んでいるもの。
- ・ 上記より、残業の多い社員は、毎月60時間程度の恒常的な残業が続いている。



【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

- ・ **業務プロセスについて、設計及び製造の目安時間を設定、ベテランの担当者による進捗管理を提案。**
⇒ 進捗状況により、応援や納期の延長交渉を実施。
- ・ 手戻りを防止するため、**終業時にチーム・ミーティングの開催を提案。**
⇒ 設計製造の各部門間で疑問点や進捗状況について、意見交換を実施。



【改善の取組】

- ・ 早い段階から、他部署が図面等をチェックすることにより「手戻り」が減少し、業務効率が高まった。
- ・ 社内のコミュニケーションを活発にする取組を、今後、全社的に広げていくこととなった。